

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和6年3月8日

さいたま地方法務局川口出張所 登記官 江本雅人

記

1 手続番号

第0306-2022-0023号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

川口市大字久左衛門新田字宮前159番